

令和7年度大阪のまちづくりグランドデザイン検討調査・情報発信業務に係る企画提案公募要領

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。そのため、議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

大阪府では、「大阪のまちづくりグランドデザイン」に基づき、多様な主体の参画促進やまちづくりの機運醸成を図るとともに、2025 大阪・関西万博開催を契機に、加速的にまちづくりを推進するため、「令和7年度大阪のまちづくりグランドデザイン検討調査・情報発信業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和7年度大阪のまちづくりグランドデザイン検討調査・情報発信業務

(1) 業務の趣旨・目的

2025 年大阪・関西万博等のインパクトを活かし、東西二極の一極を担う副首都として、大阪がさらに成長・発展していくため、2050 年を目標に、大阪全体のまちづくりの方向性を示す、「大阪のまちづくりグランドデザイン」（以下、「グランドデザイン」と呼ぶ）を 2022 年 12 月に策定した。

グランドデザインを推進していくためには、目指すべき都市構造として掲げた、放射・環状の交通ネットワーク上を中心に多様な都市機能を備えた特色ある拠点エリアや魅力ある生活圏が相互に連携する「マルチハブ&ネットワーク型都市構造」の実現に向け、市町村等の自律的なまちづくりを促進し、民間事業者等の大阪のまちづくりへの参画・投資意欲を喚起するための戦略的な情報発信が求められている。

本業務ではグランドデザインの推進に向け、社会ニーズの変化や市町村が抱える地域課題について整理・分析を行い、市町村の自律的なまちづくりに向けた環境の整備を図るとともに、グランドデザインや大阪のまちづくり推進のための戦略的な情報発信を実施するものである。

(2) 業務概要 ※詳細は、別紙「仕様書」に記載のとおり

1) 民間主導による市町村のまちづくりの促進策方策検討に向けた調査

- (1) 民間主導による市町村のまちづくり促進に資する情報の整理分析
- (2) 市町村まちづくりワーキングの運営支援

2) 大阪のまちづくり推進のための戦略的な情報発信の実施

- (1) 2025 年大阪・関西万博における情報発信の実施支援
- (2) まちづくりセミナーの実施
- (3) PR ツールの作成

(3) 委託上限額

10,123,000 円（税込）

2 スケジュール

令和7年 3月17日（月）	公募開始
令和7年 3月26日（水）	公募要領等の説明会
令和7年 3月31日（月）	質問受付締切
令和7年 4月15日（火）	提案書類提出締切
令和7年 4月下旬（予定）	選定委員会
令和7年 5月上旬（予定）	契約締結・事業開始
令和8年 3月13日（金）（予定）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 受付期間最終日（令和7年4月15日（火））までに、令和7年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿中「建設コンサルタント（11:都市計画及び地方計画）」に登録されている者であること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年3月17日（月）から令和7年4月15日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課 グランドデザイン推進グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎33階

電話番号：06-6210-9811

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、計画調整課ホームページ

（調整中：<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokuu/hattyuuyotei/soukihattyuyotei.html>）からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和7年3月17日（月）から令和7年4月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、審査用8部）

・本公募要領及び企画提案書の様式に記載の説明を熟読の上、作成してください。

※様式の「8業務実施計画」及び「9技術提案の内容（1）（3）」については、用紙サイズはA3横、フォントサイズは12ポイント以上、各項目1枚片面を目安として作成して下さい。
（「9技術提案の内容（2）」については、用紙サイズはA4縦、フォントサイズは12ポイント以上、1枚片面を目安として作成して下さい。）

・審査用は、正本の資料から応募事業者が特定される情報（会社名、ロゴマーク等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とします。

・プレゼンテーション用の資料は、企画提案書のみとします。ただし、「8業務実施計画」や「9企画提案」などについて企画提案書を分割、拡大化、複数ページ化することは可能とします。
その場合は、企画提案書と同部数作成し、あわせて提出してください。

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部）

エ 誓約書（参加資格関係）（様式4：正本1部）

オ 障害者雇用状況報告書の写しまたは障害者の雇用状況について（様式5）（いずれか1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・障害者雇用状況の報告義務のない方のみ「障害者の雇用状況について」を作成し提出してください。

カ 誓約書（暴排）（様式6：正本1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類は電子媒体（DVD-R等）での提出もお願いします。

ウ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

エ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 公募要領等の説明会

(1) 日 時 令和7年3月26日（水） 14時～

(2) 場 所 大阪府咲洲庁舎 33 階 大阪都市計画局 大会議室

(3) その他 申込方法については後日、HP にて公表

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年3月31日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（granddesign@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「質問書（様式7）」に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。

※電子メールアドレス：granddesign@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ メール「件名」と「添付ファイル名」は、「質問：令和7年度大阪のまちづくりグランドデザイン検討調査・情報発信業務（企業名）」と明記してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9811）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

オ 質問への回答は、本ホームページに掲載し、個別には回答しません

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、要求水準を60%として最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。なお、すべての提案者が要求水準（60%）を満たさない場合は、理由を明らかにした上で、最優秀提案事業者を決定しません。

イ 応募者が1者の場合も、本公募は実施するものとし、審査の結果、評価点が要求水準（60%以上）を満たす場合は最優秀提案事業者とします。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ウ 最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

エ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査（1者15～20分程度（質疑別、応募者数により調整））にて行います。審査の日時および実施の詳細は、事前に連絡します。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

※紙資料を使用する場合は企画提案書とあわせて提出してください。

(2) 審査基準

審 査 項 目		審 査 内 容	配 点
業務実施体制	実施体制の的確性	業務全体を統括しながら、「民間主導による市町村のまちづくりの促進策方策検討に向けた調査」「大阪のまちづくり推進のための戦略的な情報発信の実施」それぞれに対して同種業務の実績があるスタッフを適切に配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。	10 点
	監理技術者	同種業務の実績があるか、また、その実績として上げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。	6 点
業務実施計画		実施方針や実施手順の妥当性を評価する。	10 点
技術提案内容	民間主導による市町村のまちづくりの促進方策検討に向けた調査	まちづくりのトレンドを明確するためにどのような専門的視点で情報の整理、分析を行うのかその内容について、合理性、的確性、実現性を評価する。	20 点
		市町村まちづくりワーキングを 3 回開催するにあたり、それぞれの到達点など、各回の開催プランについて、合理性、的確性、実現性を評価する。	10 点
		市町村まちづくりワーキングの運営支援にあたり、民間主導による市町村のまちづくりの促進方策検討の深度化を図る提案内容について、合理性、的確性、実現性を評価する。	30 点
障がい者の雇用		企業全体において、常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているかどうか。 または、常用労働者 40 人未満の場合、資料提出日時点で 1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	4 点
価格点		価格点の算定式（例） 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入した数値を得点とする。	10 点
合計			100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を計画調整課ホームページ（調整中：<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokuu/hattyuuyotei/soukihattyuyotei.html>）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。